

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月26日(月)午後1時30分から午後3時20分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (8人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(3人)	高樋地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前西地区	14番 中野實

1. 欠席委員 (2人) 3番 日下正人
8番 森本允補
欠席農地利用最適
化推進委員(1人) 宮前東地区 13番 池田吉信

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の取下願について

報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. 農業委員会事務局職員

書記 瀧倉裕介

- 議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 2 番 場所は、嵯峨方面へ行く途中、[]が資材置いてる所の西南側になります。市内の30歳前ぐらいです。百姓をしたいということでアルバイトもしながらやっていきたいとの事です。4反半ぐらいあります。半分ぐらい柚子作ってます。管轄は徳島市農協加茂名支所ですが、佐那河内でも出荷したいとの事です。今の所問題無いと思います。広いので草刈り大変です。
- 議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。
- 2 番 新規就農給付金は申請しないのですか。
- 事務局 もらわずにするそうです。10年の縛りがあるので。
- 議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号2の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]88番、現況 田、628㎡で、利用目的は水稲です。始期は平成30年3月1日から終期は平成32年2月29日の2年契約です。
- 議 長 私の方から説明いたします。国道438号から南に。87番地[]さん借りてるのでついでに88番地も耕作して欲しいという事です。今説明しましたがいかがでしょうか。
- 議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました
次に、議案第5号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を、議案に供します。
事務局より、議案第5号の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第5号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案1件で、所有権の移転に関する件です。
整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、[]さん
で、申請の理由は相手方の要望であり、譲受人の住所、氏名は、[]
[]さんです。土地の所在地については、[]95番、
現況 畑、79㎡です。
本件につきましては、譲受人が取得後のすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題がないこと、取得面積を合わせ農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしております。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

- 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 6 番 場所は、長願寺の下の■■■■さんのすぐ裏、石垣のすぐそばにあります。
- 議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。
- 14番 自分の家の裏ですね。
- 事務局 農地と転用についての説明させていただきました。
- 道は残しているのでは。石垣は直しても農地として使うという事で。
- 14番 畑の畔を通って。
- 私道は赤線ではないのですか。
- 事務局 赤線は無かったと思います。
- 議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。
- 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議案に供しますが、農業委員自身に関する事項が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員はこの議案に関与することができませんので、退室をお願いいたします。
- (■■■■ 委員 退室)
- 事務局より、議案第6号の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案書の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案1件です。
- 整理番号1の権利の種類につきまして、譲渡人の住所、氏名は、■■■■
■■■■さんで、譲受人の住所、氏名は■■■■
■■■■さんです。申請地の所在地は■■■■90番3、現況 休耕地、282㎡で、転用の目的は宅地です。
- 転用事由の詳細につきましては、現在、徳島市内に居住し、会社勤めをしています。休日等義父の農業を手伝うため、園地に近く現在耕作をしていない申請地に住居を建てる計画です。
- 申請地の農地区分につきましては、農用区域外であり、集团的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われれます。
- 議 長 私の方から説明します。資料3ページの所に写真があります。宅地にするのは一部です。■■■■さんは娘さんの旦那さんです。佐那河内に戻ってきて家を建てる。何かご質問はありますか。
- 議 長 90番地3の一部を宅地にするのですね。
- 事務局 実際は庭になるので、全筆使うことになると思います。
- 議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、議案第6号は原案のとおり許可相当として県

知事に意見を送付いたします。

(委員 入室)

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の取下願の届出が1件、農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知が2件ございましたのでご報告します。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の取下願につきましては、先程報告しましたが、土地の所在地は、 11番、現況 畑、942㎡で、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、 さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、 さんです。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申出をしていましたが、平成30年2月16日付で農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の取下願が届け出ています。事務局長専決により書類を受理しております。

農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知の1件目につきましては土地の所在地は、 118番1、現況 田、455㎡で、賃貸人の さんと、賃借人の さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成30年2月1日付けで合意解約が成立し、平成30年2月1日付けで農業委員会に通知がありました。

2件目につきましては土地の所在地は、 38番1番、現況 田、458㎡で、賃貸人の さんと、賃借人の さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成30年2月14日付けで合意解約が成立し、平成30年2月14日付けで農業委員会に通知がありました。


2件とも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。


議長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度2月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓 

佐那河内村農業委員会委員 國原 和彦 

佐那河内村農業委員会委員 長江 操 